



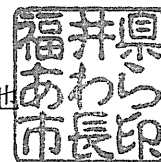
あわら市 告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市滝の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業滝地区（全工区）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成27年2月5日

あわら市長 橋本達世



次の区域を滝8字^{かみおおた}上大田に編入する。

大字	字	地番				
滝	11字 ^{くぬぎだん} 榎谷	2の1	2の2	3の1	3の2	4の1
		4の2	5の1	5の2	6の1	6の2
これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の一部						

次の区域を滝13字^{すながせ}砂長谷に編入する。

滝3字29の1に隣接する道路である市有地の一部および滝16字7、8、21、22、35、36に隣接する道路である市有地の全部						
---	--	--	--	--	--	--

次の区域を滝16字^{かみちようこ}上内畔に編入する。

大字	字	地番	
滝	3字 ^{かしのした} 藪ノ下	23の1の一部	24の1の一部
滝3字23の1、24の1、25の1、26の1、27の1、28の1、29の1に隣接する道路、水路である市有地の全部			

次の区域を滝24字^{まへだ}前田に編入する。

大字	字	地番			
滝	23字 ^{あらいわり} 新屋割	7の一部	8の一部	19の一部	20の一部
		31の一部			
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部および滝13字40、41、42の1、42の2、43、44に隣接する水路である市有地の一部並びに滝16字36の地先の道路である市有地の一部					

次の区域を滝37字善下寺ぜんげじに編入する。

滝40字21に隣接する道路である市有地の一部

次の区域を滝40字南谷ノ一みなみだんのいちに編入する。

大字	字	地番
滝	37字 善下寺 <small>ぜんげじ</small>	29の1の一部 29の2の一部 30の一部
これらの区域に隣接する水路である市有地の全部		

次の区域を滝49字大蟹おおがんに編入する。

大字	字	地番
滝	50字 下中尾 <small>しもなかお</small>	1の一部 17の一部 18の一部

次の区域を滝54字勝屋ノ一かつやのいちに編入する。

大字	字	地番
滝	49字 大蟹 <small>おおがん</small>	95の1の一部 99の1の一部
	50字 下中尾 <small>しもなかお</small>	1の一部 2から10まで 15 16 17の一部 18の一部 19
	51字 上中尾 <small>かみなかお</small>	31から43まで